

霧島市営体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

霧島市営体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

令和元年11月28日提出  
霧島市長 中 重 真 一

霧島市営体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

霧島市営体育施設の設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第126号）の一部を次のように改正する。

別表第3を次のように改める。

別表第3（第7条関係）

1 体育館

区分			基本使用料（1時間につき）					
			国分体育館	横川体育館	牧園アリーナ	隼人体育館	溝辺体育館	福山体育館
専用使用	使用者が入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツに使用する場合	960円	960円	960円	720円	720円	480円
		文化的催物に使用する場合（営利又は宣伝を目的としない場合）	1,920円	1,920円	1,920円	1,440円	1,440円	960円
		上記以外の場合	3,840円	3,840円	3,840円	2,880円	2,880円	1,920円
	使用者が入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツに使用する場合	2,880円	2,880円	2,880円	2,160円	2,160円	1,440円
文化的催物に		5,760円	5,760円	5,760円	4,320円	4,320円	2,880円	

	使用する場合 (営利又は宣伝を目的としない場合)							
	上記以外の場合	11,520 円	11,520 円	11,520 円	8,640 円	8,640 円	5,760 円	
一部使用	卓球 (1 台につき)	80 円						
	バドミントン (1 面につき)	120 円						
	バレーボール (1 面につき)	240 円						
	バスケットボール (1 面につき)	360 円						
附属施設等	卓球室及び2階卓球場	230 円						
	会議室及び観覧室	160 円	230 円	260 円	260 円	230 円	230 円	
	2階競技場	230 円						
	ステージ	230 円						
	トレーニング室	20 円						

#### 備考

- 1 「専用使用」とは、体育館の施設又は附属備品若しくは器具を大会又は講習会等で独占的に使用することをいう。
- 2 「一部使用」とは、個人使用を含む専用使用以外の使用をいう。
- 3 一部使用で上記区分に該当しない競技で使用する場合には、上記区分に近い区分において使用料を徴収する。
- 4 使用時間に1時間未満の端数を生じたときは、1時間とみなし、準備及び後片付けに要する時間を含むものとする。
- 5 児童生徒が練習や大会等において使用する場合は、基本使用料に100分の50を乗じて得た額とする。
- 6 土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に使用する場合は(入場料を徴収しない場合でアマチュアスポーツに使用する場合及び一部使用の場合を除く。)の使用料は、基本使用料に100分の20を乗じて得た額をそれぞれ基本使用料に加算した額とする。
- 7 使用許可時間を延長して使用した場合の使用料は、延長1時間につき基本使用料に100分の20を乗じて得た額を基本使用料に加算した額とする。
- 8 専用使用において照明を使用する場合は、それぞれ次に掲げる額とする。
  - (1) 国分体育館、隼人体育館 1時間につき 350円
  - (2) 溝辺体育館、福山体育館 1時間につき 160円
  - (3) 横川体育館、牧園アリーナ 1時間につき 640円

- 9 専用使用において2分の1又は4分の1の照明を使用した場合の使用料は、8に定める使用料のそれぞれ2分の1又は4分の1の額とする。
- 10 一部使用において照明を使用する場合の使用料は、それぞれ次に掲げる額とする。
- (1) 卓球、バドミントン及びバレーボールで使用するとき。
- ア 国分体育館、隼人体育館 1時間につき130円
- イ 溝辺体育館、福山体育館 1時間につき90円
- ウ 横川体育館、牧園アリーナ 1時間につき170円
- (2) バスケットボールで使用するとき。
- ア 国分体育館、隼人体育館 1時間につき240円
- イ 溝辺体育館、福山体育館 1時間につき160円
- ウ 横川体育館、牧園アリーナ 1時間につき320円
- 11 牧園アリーナ(会議室及びトレーニング室を除く。)の冷暖房使用料は、1時間につき10,500円とする。
- 12 特別に電気を使用する場合は、その電気料に係る実費相当額を徴収する。
- 13 使用者が入場料を徴収する場合で「上記以外の場合」の使用料は、1日につき税込最高入場料に100を乗じて得た額を基本使用料に加算した額とする。
- 14 それぞれの使用料の算定において10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- 15 使用者が市民以外のものである場合の使用料は、基本使用料(上記5から7までに掲げる場合にあつては、それぞれにより算出して得た額を基本使用料とする。)に100分の100を乗じて得た額をそれぞれ基本使用料に加算した額とする。
- 16 15の「市民」とは、次に掲げるもの(以下この表において同じ。)をいう。
- (1) 市内に住所を有し、かつ、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第6条の住民基本台帳に記録されている者
- (2) 市内の事務所、事業所等に勤務する者
- (3) 市内の学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校に在学する者
- (4) 構成員の半数以上が(1)から(3)までに掲げる者である団体

## 2 運動場

区分			基本使用料(1時間につき)		
			溝辺運動場、牧園みやまの森運動場、霧島運動場	横川運動場、隼人運動場、牧之原運動場	福山運動場
専用使用	使用者が入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツに使用する場合	360円	360円	220円
		上記以外の場合	720円	720円	440円

	使用者が入 場料を徴収 する場合	アマチュアス ポーツに使用 する場合	1,080 円	1,080 円	660 円
		上記以外の場 合	2,160 円	2,160 円	1,320 円
一部使 用		ソフトボール（1面につ き）	220 円	220 円	120 円
		野球（1面につき）	360 円	360 円	170 円
		サッカー（1面につき）	360 円	360 円	170 円
		半面使用	220 円	220 円	120 円

#### 備考

- 1 「専用使用」とは、運動場の施設又は附属備品若しくは器具を大会又は講習会等で独占的に使用することをいう。
- 2 「一部使用」とは、個人使用を含む専用使用以外の使用をいう。
- 3 一部使用で上記区分に該当しない競技で使用する場合には、上記区分に近い区分において使用料を徴収する。
- 4 使用時間に1時間未満の端数を生じたときは、1時間とみなし、準備及び後片付けに要する時間を含むものとする。
- 5 児童生徒が練習や大会等において使用する場合は、基本使用料に100分の50を乗じて得た額とする。
- 6 土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律に規定する休日に使用する場合（入場料を徴収しない場合でアマチュアスポーツに使用する場合及び一部使用の場合を除く。）の使用料は、基本使用料に100分の20を乗じて得た額をそれぞれ基本使用料に加算した額とする。
- 7 使用許可時間を延長して使用した場合の使用料は、延長1時間につき基本使用料に100分の20を乗じて得た額を基本使用料に加算した額とする。
- 8 照明を使用する場合の使用料は、それぞれ次に掲げる額とする。
  - (1) 全部点灯のとき。
    - ア 溝辺運動場 1時間につき1,050円
    - イ 横川運動場 1時間につき1,050円
    - ウ 牧園みやまの森運動場 1時間につき3,670円
    - エ 霧島運動場 1時間につき900円
    - オ 隼人運動場 1時間につき3,670円
    - カ 福山運動場 1時間につき430円
    - キ 牧之原運動場 1時間につき1,050円
  - (2) 部分点灯のとき。
    - ア 溝辺運動場 1基1時間につき110円
    - イ 横川運動場 1基1時間につき140円

ウ 牧園みやまの森運動場 1基1時間につき 460円

エ 隼人運動場 1基1時間につき 620円

オ 牧之原運動場 1基1時間につき 140円

9 使用者が入場料を徴収する場合で「上記以外の場合」の使用料は、1日につき税込最高入場料に100を乗じて得た額を基本使用料に加算した額とする。

10 それぞれの使用料の算定において10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

11 使用者が市民以外のものである場合の使用料は、基本使用料(上記5から7までに掲げる場合にあつては、それぞれにより算出して得た額を基本使用料とする。)に100分の100を乗じて得た額をそれぞれ基本使用料に加算した額とする。

### 3 庭球場

区分			基本使用料(1時間につき)		
			溝辺庭球場	横川庭球場	隼人庭球場
専用使用	使用者が入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツに使用する場合	900円	600円	1,800円
		上記以外の場合	1,800円	1,200円	3,600円
	使用者が入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツに使用する場合	2,700円	1,800円	5,400円
		上記以外の場合	5,400円	3,600円	10,800円
一部使用	1コートにつき		300円		

#### 備考

- 1 「専用使用」とは、庭球場の施設又は附属備品若しくは器具を大会又は講習会等で独占的に使用することをいう。
- 2 「一部使用」とは、個人使用を含む専用使用以外の使用をいう。
- 3 使用時間に1時間未満の端数を生じたときは、1時間とみなし、準備及び後片付けに要する時間を含むものとする。
- 4 児童生徒が練習や大会等において使用する場合の使用料は、基本使用料に100分の50を乗じて得た額とする。
- 5 土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律に規定する休日に使用する場合(入場料を徴収しない場合でアマチュアスポーツに使用する場合及び一部使用の場合を除く。)の使用料は、基本使用料に100分の20を乗じて得た額をそれぞれ基本使用料に加算した額とする。

- 6 使用許可時間を延長して使用した場合の使用料は、延長1時間につき基本使用料に100分の20を乗じて得た額を基本使用料に加算した額とする。
- 7 隼人庭球場の専用使用において、次に掲げるコートのみを使用する場合の使用料は、次に掲げる割合を基本使用料に乗じて得た額とする。
- (1) ハードコートのみ使用 3分の2
- (2) オムニコートのみ使用 3分の1
- 8 照明を使用する場合の使用料は、1コート1時間につき170円とする。
- 9 使用者が入場料を徴収する場合で「上記以外の場合」の使用料は、1日につき税込最高入場料に100を乗じて得た額を基本使用料に加算した額とする。
- 10 それぞれの使用料の算定において10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- 11 使用者が市民以外のものである場合の使用料は、基本使用料(上記4から7までに掲げる場合にあつては、それぞれにより算出して得た額を基本使用料とする。)に100分の100を乗じて得た額をそれぞれ基本使用料に加算した額とする。

#### 4 武道館、武道場

区分			基本使用料（1時間につき）	
			国分武道館	隼人武道場
専用使用	使用者が入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツに使用する場合	480円	240円
		文化的催物に使用する場合（営利又は宣伝を目的としない場合）	960円	480円
		上記以外の場合	1,920円	960円
	使用者が入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツに使用する場合	1,440円	720円
		文化的催物に使用する場合（営利又は宣伝を目的としない場合）	2,880円	1,440円
		上記以外の場合	5,760円	2,880円
一部使用	1面につき	160円	120円	
附属施設等	会議室	160円	—	
	小道場	140円	—	
	師範室	90円	—	

#### 備考

- 「専用使用」とは、武道館、武道場の施設又は附属備品若しくは器具を大会又は講習会等で独占的に使用することをいう。
- 「一部使用」とは、個人使用を含む専用使用以外の使用をいう。

- 3 使用時間に1時間未満の端数を生じたときは、1時間とみなし、準備及び後片付けに要する時間を含むものとする。
- 4 児童生徒が練習や大会等において使用する場合は、基本使用料に100分の50を乗じて得た額とする。
- 5 土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律に規定する休日に使用する場(入場料を徴収しない場合でアマチュアスポーツに使用する場及び一部使用の場を除く。)の使用料は、基本使用料に100分の20を乗じて得た額をそれぞれ基本使用料に加算した額とする。
- 6 使用許可時間を延長して使用した場(1)の使用料は、延長1時間につき基本使用料に100分の20を乗じて得た額を基本使用料に加算した額とする。
- 7 照明を使用する場(1)の使用料は、それぞれ次に掲げる額とする。
  - (1) 国分武道館
    - ア 専用使用のとき 1時間につき110円
    - イ 一部使用のとき 1時間につき40円
  - (2) 隼人武道場
    - ア 専用使用のとき 1時間につき40円
    - イ 一部使用のとき 1時間につき10円
- 8 特別に電気を使用する場合は、その電気料に係る実費相当額を徴収する。
- 9 使用者が入場料を徴収する場で「上記以外の場」の使用料は、1日につき税込最高入場料に100を乗じて得た額を基本使用料に加算した額とする。
- 10 それぞれの使用料の算定において10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- 11 使用者が市民以外のものである場(1)の使用料は、基本使用料(上記4から6までに掲げる場(1)にあつては、それぞれにより算出し、又は加算して得た額を基本使用料とする。)に100分の100を乗じて得た額をそれぞれ基本使用料に加算した額とする。

## 5 弓道場

区分			基本使用料			
			国分弓道場	溝辺弓道場	霧島弓道場	隼人弓道場
専用使用	使用者が入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツに使用する場	490円	120円	70円	220円
		(1時間につき) 文化的催物に使用する場(営利又は宣伝を目的としな	980円	240円	140円	440円

		い場合)				
		上記以外の 場合	1,960円	480円	280円	880円
	使用者が 入場料を 徴収する 場合（1 時間につ き）	アマチュア スポーツに 使用する場 合（1合 ）	1,470円	360円	210円	660円
		文化的催物 に使用する 場合（営利 又は宣伝を 目的としない 場合）	2,940円	720円	420円	1,320円
		上記以外の 場合	5,880円	1,440円	840円	2,640円
一部使用	1人1回につき					60円
	回数券12枚つづり		600円	—	—	600円
	定期券1月分		1,200円	—	—	1,200円

#### 備考

- 1 「専用使用」とは、弓道場の施設又は附属備品若しくは器具を大会又は講習会等で独占的に使用することをいう。
- 2 「一部使用」とは、個人使用を含む専用使用以外の使用をいう。
- 3 「一部使用」において1回とは、1日のうち連続して使用する時間が4時間以内の使用をいう。
- 4 使用時間に1時間未満の端数を生じたときは、1時間とみなし、準備及び後片付けに要する時間を含むものとする。
- 5 児童生徒が練習や大会等において使用する場合の使用料は、基本使用料に100分の50を乗じて得た額とする。
- 6 土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律に規定する休日に使用する場合（入場料を徴収しない場合でアマチュアスポーツに使用する場合及び一部使用の場合を除く。）の使用料は、基本使用料に100分の20を乗じて得た額をそれぞれ基本使用料に加算した額とする。
- 7 使用許可時間を延長して使用した場合の使用料は、延長1時間につき基本使用料に100分の20を乗じて得た額を基本使用料に加算した額とする。
- 8 特別に電気を使用する場合は、その電気料に係る実費相当額を徴収する。
- 9 使用者が入場料を徴収する場合で「上記以外の場合」の使用料は、1日につき税込最高入場料に100を乗じて得た額を基本使用料に加算した額とする。



10 それぞれの使用料の算定において 10 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

11 使用者が市民以外のものである場合の使用料は、基本使用料(上記 5 から 7 までに掲げる場合にあつては、それぞれにより算出し、又は加算して得た額を基本使用料とする。)に 100 分の 100 を乗じて得た額をそれぞれ基本使用料に加算した額とする。

#### 6 その他の施設

区分		基本使用料（1時間につき）
溝辺グラウンドゴルフ場	団体使用（30人以上）	2,130円
	個人使用（1人につき）	80円
溝辺野外ステージ	営利を目的としない場合	1,050円
	営利を目的とする場合	2,100円
牧園ゲートボール場	1コート	70円

#### 備考

1 使用時間に1時間未満の端数を生じたときは、1時間とみなし、準備及び後片付けに要する時間を含むものとする。

2 児童生徒が練習や大会等において使用する場合の使用料は、基本使用料に100分の50を乗じて得た額とする。

3 照明を使用する場合の使用料は、それぞれ次に掲げる額とする。

(1) 溝辺野外ステージ 1時間につき1,050円

(2) 牧園ゲートボール場 1コート1時間につき120円

4 使用者が市民以外のものである場合の使用料は、基本使用料(上記 2 に掲げる場合にあつては、当該規定により算出して得た額を基本使用料とする。)に100分の100を乗じて得た額をそれぞれ基本使用料に加算した額とする。

#### 附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

#### (提案理由)

受益者負担の適正化及び類似施設の料金との調整を図ること並びに令和元年10月1日から消費税及び地方消費税が引き上げられたことを踏まえ、額等の見直しを行ったことに伴い、本条例の所要の改正をしようとするものである。